平成２４年（フ）第６７７号
埼玉県所沢市小手指南１丁目25番地の63
債務者　長谷川正臣
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第４４号
石川県輪島市二ツ屋町６字23番地５
債務者　大向　信子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
金沢地方裁判所輪島支部
平成２４年（フ）第２９０号
静岡県三島市日の出町５番26号　加真ハイツ102、前住所神奈川県相模原市南区鵜野森１丁目30番１―506号
債務者　加藤　佳美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第３３８号
静岡県熱海市上多賀1065番地の1352
債務者　**𣘺**野　文子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第３５３号
静岡県伊東市八幡野1331番地の65
債務者　早坂　弘道
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（フ）第８７５号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目11番12―201号
債務者　深川　雅美（旧姓狩山）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第９８９号
広島市東区上大須賀町１番６号チュリス広島506、住民票上の住所広島市東区二葉の里１丁目１番68―506号
債務者　大鶴　理恵
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２３４号
香川県高松市伏石町2135番地８　シティシャトレミヤジＢ101号
債務者　板坂　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第４５号
京都府綾部市渕垣町古川21番地の１　フェルゼンマンション301号
債務者　井上　裕之
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２４年（フ）第１４９１号
福岡市博多区美野島１丁目３番７号
債務者　江口　佳彦
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１５４０号
福岡市博多区榎田１―２―41　ウイングコートＢ館302号室
債務者　木本　慎吾
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１６１２号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田581番地15
債務者　酒井　保徳
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１７５８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目10番５号
債務者　橋爪　香織
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１７６２号
福岡市城南区田島２丁目25番20号
債務者　馬場　泰子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１７６７号
福岡市城南区七隈４丁目13番４号
債務者　天章堂こと　上村　和文
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１８１０号
福岡市博多区東月隈４丁目３番２―202号
債務者　荒木　弘恵
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１８１９号
福岡市東区原田１丁目20番30号
債務者　安田　純子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第１８２６号
福岡市中央区小笹４丁目４番2648号
債務者　金子　忠則
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部